

函館工業高等専門学校広報委員会規程

平成20年2月19日

函高専達第19号

(趣旨)

第1条 この規程は、函館工業高等専門学校(以下「本校」という。)内部組織等規程(平成7年10月20日函高専達第11号)第17条第2項の規定に基づき、本校広報委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営等に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 学生募集等に係る広報活動に関する事。
- 二 教育関連機関、行政機関及び企業等への広報活動に関する事。
- 三 各種公開講座等に係る広報活動に関する事。
- 四 校報誌(学校だより、要覧)の編集及び発行に関する事。
- 五 ホームページの管理運営に関する事。
- 六 その他学外への広報活動に関する事。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- 一 校長が指名する教授
- 二 教務主事補
- 三 各学科(生産システム工学科を除く。)、一般系並びに生産システム工学科の各コース(以下「学科等」という。)の教員
- 四 総務課長
- 五 学生課長
- 六 その他校長が必要と認めた者

2 前項第二号に掲げる委員は、校長が指名する。

(委員長等)

第4条 委員会に委員長を置き、校長又は校長が指名する教授をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集しその議長となる。
- 3 校長が必要と認めるときは、委員会に副委員長をおくことができる。副委員長は校長が指名する教授をもって充てる。

(委員以外の者の出席)

第5条 委員長は、委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(部会)

第6条 第2条に定める事項を具体的に審議するため、必要に応じて、部会を置くことができる。

2 部会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(庶務)

第7条 委員会の事務は、総務課及び学生課において処理する。

(雑則)

第8条 委員会の審議事項のうち、重要なものについては、本校運営会議の議を経なければならない。

2 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は校長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月29日函高専達第61号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年4月10日函高専達第62号)

この規程は、平成29年4月10日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則 (令和3年3月25日函高専達第12号)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 24 日函高専達第 33 号，函高専達第 34 号）
この規程は，令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 8 年 3 月 26 日函高専達第 17 号）
この規程は，令和 8 年 4 月 1 日から施行する。